

令和4年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和4年9月22日 午前10時00分 開会
午後 3時07分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事兼都市整備部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	西川育子	教育部理事	板橋行則
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	吉井忠

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 4番 坂本剛司 5番 杉本訓規

7. 議事日程

日程第1 認第1号 令和3年度葛城市一般会計決算の認定について

日程第2 認第2号 令和3年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

- 日程第3 認第3号 令和3年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認第4号 令和3年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 令和3年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 令和3年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 令和3年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議第46号 葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第47号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第48号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第49号 和解することについて
- 日程第14 議第50号 令和4年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第15 議第51号 令和4年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第16 議第52号 令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第17 発議第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書
- 日程第18 発議第5号 シルバー人材センターへのインボイス制度適用除外を求める意見書
- 日程第19 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第53号 令和4年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 追加日程第2 議第53号 令和4年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

市長より一般会計の補正予算が追加議案として提出されましたので、各常任委員会における付託議案以外の調査案件などと併せて、それらの取扱いについて、9月20日午後3時30分より議会運営委員会を開催いただきご協議いただいておりますので、後ほど改めて議会運営委員長よりご報告願いますので、ご承知おき願います。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査されておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

6番、梨本洪珪議員。

梨本総務建設常任委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。去る9月2日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました4議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月8日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、景観に関する事項についてであります。厚生文教常任委員会で調査しております山麓線沿いの有価物の一時保管場所について、総務建設常任委員会では景観という観点から調査を行うことにいたしました。理事者からは、葛城市景観条例及び葛城市景観計画の目的や内容、また、重点景観形成区域に立地している有価物事業者に対する市の対応状況などについて説明を受けました。景観条例におけるポイントとして、1つ、重点景観形成区域において有価物の堆積を行う場合、行為地の面積が1,000平方メートル以上、またはその高さが2メートルを超えるものについては葛城市に届出が必要となること。2つ、届出の基準は、令和3年10月1日以降に業を開始された事業者について重点景観形成区域の届出基準が適用となるが、それ以前から業を行っている事業者については一般区域の届出基準が適用されること。3つ、景観法では、事業者からの届出があるまでは堆積の高さを確認するために行為地に立ち入る権限がなく、堆積の高さが基準を超えると思われる事業所についても承諾がなければ立ち入ることができないといった点をご説明いただきました。

そして、葛城市の対応としては、都市計画課と環境課が合同で今年5月、山麓線沿いの業者を訪問し、葛城市景観計画により山麓線沿いが重点景観形成区域となっていることや、届出基準を超える場合は市に対して届出が必要となることを伝えており、併せて、景観形成基準の面から塀の外側に詰まれた有価物を敷地内に入れてもらうことや有価物の高さを極力抑

えてもらうこと、また環境の面からは、積み降ろしの際に出る音についても注意してもらうようお願いし、改善が見られた点もあるということでございます。しかし、現時点では、景観条例に基づく届出が提出されていないため、その規模が実際に届出基準を上回っているかどうか判断することが難しく、他法令においても違法な行為は見受けられないこと、また、市からの訪問にも真摯に対応されている様子であるため、今後も都市計画課と環境課が連携を取りながら、届出基準を超えと思われる行為が見受けられた場合には積極的に事業所を訪問し、景観が改善されるよう周知を行っていくということであります。

そして最後に、景観法の大きな目的は、景観は人々の生活や経済活動の中で変化していくもので、新たに生まれる景観が今までの景観となじむように緩やかに誘導していくことであり、特定の事業者を排除することを目的としたものではないということを説明いただきました。

質疑では、条例に違反した場合は罰則があるのかという問いに対し、景観条例、景観計画において罰則事項等の記載はないという答弁がありました。

また、他の委員からは、景観条例や高さについて有価物事業者の認識は、今後、葛城市に参入してくる事業者に対しての周知はという問いがあり、現時点で有価物事業者として業をされているところについては直接伺ってパンフレットを配付し、高さを超える場合は届出が必要であることなど周知をしている。今後、葛城市に来られる事業者に対しては、市のホームページにも掲載しているが、事前に相談があれば積極的に対応していきたいという答弁がありました。

次に、公共施設マネジメントに関する事項についてであります。理事者からは、平成29年3月に策定した葛城市公共施設総合管理計画を国からの計画の見直しの要請に基づき、その内容等を踏まえ5年間の実績を基に計画の改定を行い、8月にパブリックコメントを実施した。市民から様々な意見が寄せられており、取りまとめが終わり次第、ホームページ等で公表する予定であるという報告がございました。

質疑では、葛城市が公共施設の相互利用について協定を結んだという知らせを受けた。広域連携という考え方と今後の公共施設マネジメントの整理をどうするのかという問いがあり、7月に大和高田市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町の7市町間において、公共施設の一部につき共同で相互利用していく協定を結んだ。これは令和4年10月から令和5年3月までの実証実験ということになっており、今後の公共施設等の相互利用については勉強を重ねていくという答弁がありました。この答弁を受けて、広域連携を視野に入れるということは今後の公共施設の管理計画に修正が入ってくると思われるが、年間の維持管理費等を圧縮する方向にシフトしていくのかという問いがあり、今回は実証実験という形を取りますが、その結果を踏まえながら今後どうするのかという議論に入っていく。今の段階で決まった話はないが、これから検討を重ねていく1つの大きな要素が加わったということは確かであるという答弁がありました。

次に、奈良県社会教育センターの跡地利用に関する事項についてであります。理事者からは、葛城インターチェンジ付近のエリアの活用について、葛城市が考えている奈良県社会教

育センター跡地を含めた葛城インターチェンジ付近のエリアのまちづくりとしては、葛城を感じる滞在型観光の創出と、中南和観光の西の玄関口として広域的な連携により、にぎわいのあるまちづくりの拠点という2つの方向性で検討を進めている。現在、奈良県と奈良県社会教育センター跡地利用のためのサウンディング調査の実施に向けて調整を行っており、近日中に実施されることになっているという報告がありました。

最後に、道の駅に関する事項についてであります。理事者からは、道の駅に関する裁判の進捗状況について、令和4年7月26日の臨時会において議決した令和4年7月19日付の民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に対し、当該決定を受諾し異議を申し立てないことについて、令和4年8月6日に確定した。また同じく、6月定例会で議決した民事調停法第17条決定の大阪高等裁判所第8民事部の事件について、令和4年6月30日に決定が確定した。そして、前市長、元副市長、栄和建设に対する債権の回収状況について支払期限が令和4年8月30日であったが、訴訟を行った担当弁護士の代理口座へ全額630万4,869円が既に振り込まれているという報告がありました。

委員からは、道の駅については裁判や補助金返還など、これまで議論が多岐にわたってきた。葛城インターチェンジ付近のエリアとしての活用という方向が示されてきているので、今後、委員会としても道の駅の在り方などについて前向きな議論を行っていききたいという意見がございました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出たことを申し添えて、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

川村議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、報告いたします。本委員会所管の調査案件につきまして、9月9日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件のうち4件について、審査の概要を報告いたします。

初めに1件目、住環境の改善に関する諸事項についてであります。理事者からの報告はなく、委員からの騒音発生が予想される事業者から開業届を出されたときに、市がどのような指導をしているのかという問いに対しまして、騒音規制法の対象となるのは金属加工機械、空気圧縮機等、11種類の機械を設置した特定施設となっており、葛城市でもそれらの機械を設置する30日前までに届出をしてもらい、規制基準値以内であるかなどの確認をし事前指導を行っているとの答弁がありました。

また、単発的な騒音規制についてはという問いに対し、現状ルールはなく、現場で待機した上で騒音計で計測し、単発的な音であってもお願いベースで指導していこうと思っているとの答弁がありました。

さらに、一時的な音に対する規制はできないかという問いに対し、特定施設の騒音については騒音規制法で規制されるので規制できると思うが、届出の要らない金属スクラップ業等については対応する法律がないので、他市、県がどういう対応をされているのか調査研究を

して、今後に役立てていきたいとの答弁がありました。

さらに、農業従事者が行う草刈り機等の騒音に対する取組と周知についてはという問いに対し、規制するものはないが、苦情があった場合、その都度現地に出向き、作業時間の配慮等をお願いしているとの答弁がありました。

その他委員から、苦情もあると聞くが、昔から農業を営む方をおもんばかることも必要である。開発業者から市民への市街化調整区域の説明が不十分ではないか。また、音が小さい電動草刈り機等への補助を検討してほしいなどの意見がありました。

次に2件目、就学前児童の保育と教育に関する諸事項についてであります。理事者からは、葛城市における子育て施策の改訂について、社会福祉法人裕愛会が整備を予定している認定こども園について協議を重ねた結果、定員を当初の200人から165人、うち保育部分150人と決定した。また、整備の結果、市内施設全体での保育施設の定員が1,074人となり、現状より224人増加する見込みであるとの報告がありました。

委員からの定員が200人から165人となったがその理由はという問いに対し、プロポーザルの募集要項で、整備の概要では定員は200人程度、運営の条件では1号、2号、3号の利用定員として200人程度、2号、3号の利用定員は150人前後を目安に事業者が提案することになっており、今回、165人となったものであるとの答弁がありました。

また、待機児童解消のための保育士の確保についてはどういう状況となっているのかという問いに対し、潜在保育士登録再就職事業について、令和2年度で2名、令和3年度で2名の保育士が市内の保育所に就職された。また、今年度からの保育士派遣事業については、2名の保育士が派遣されているとの答弁がありました。

さらに、待機児童が出ない計画となっているのか。また、令和6年度に本当に開園できるのかという問いに対し、見込みはしっかり立てている。事業者と令和6年4月の開業に向けて進めているとの答弁がありました。

また、理事者から磐城第1保育所と當麻第1保育所の在園児保護者を対象に開催された説明会の内容について報告を受けました。委員からの當麻小学校区の子どもたちが新しくできる、仮称として當麻せいかこども園に確実に入所できるのかという問いに対し、プロポーザルの募集要領の運営等の条件の中で、當麻第1保育所に在園する園児で転園を希望する園児の入所を確約するとの文言を入れているとの答弁がありました。

続いて3件目、ICT教育に関する諸事項についてであります。本委員会として、去る8月17日に白鳳中学校に出向き、2学期より導入される電子黒板の視察を行いました。理事者からは電子黒板導入後の状況について、中学校ではほぼ毎時間、小学校では5年生、6年生を対象に、授業にもよるが毎日利用しているとの報告がありました。

委員からは、電子黒板の機能を評価する声が上がると同時に、電子黒板についてのネガティブな意見はという問いがあり、起動に時間がかかる、従来の手書きの黒板に比べ画面が小さいという意見を聞いているとの答弁がありました。

また、教室の席や天候によっては見えにくいなどの問題はないのかという問いに対し、今のところそういった意見はないとの答弁がありました。

次に、理事者からA I相談についての報告があり、SNS相談は5月20日の本格運用以来、5月546件、6月1,205件、7月1,022件、8月377件の対応をしている。1学期のSNS相談では、月曜日から木曜日で40件程度、金曜日は90件を超え、夏休み中も月曜日から木曜日で平均15件、金曜日は26件と、金曜日の書き込みが最も多いと。また、議員からの提案も受け、「今週のあしあと」というところにSNS相談に行くボタンを設置したことについても報告がありました。

委員からのSNS相談の内容はという問いに対し、5月から8月までの運用状況では、学校のことで24.5%、友達のことで17%、家族のことで7.8%、自分のことで50.7%となっているとの答弁がありました。

また、何人の生徒が利用しているのかとの問いに対し、5月141人、6月177人、7月193人、8月54人の生徒が書き込んでいるとの答弁がありました。

さらに、「今日のスタート」という機能の狙いはという問いに対し、「今日のスタート」については子どもたちが1か月の気持ちの変化を客観的に見ることができ、それについて自己認識を高める、あるいは、言葉にすることで子どもたちの成長に結びつくという狙いがあるとの答弁がありました。

最後4件目として、不登校に関する諸事項についてであります。本委員会として去る8月4日、こども・若者サポートセンターの石田陽彦先生お招きし、不登校に関する勉強会を開催し、委員からは不登校の要因、そのアプローチ方法、段階的な子どもの心理的变化について大変勉強になったという感想が寄せられました。理事者からは、9月21日に不登校対策の先進地である愛知県岡崎市へ校内フリースクール等の視察を予定していることについて報告がありました。

委員からの校内フリースクールとはという問いに対し、岡崎市では適応指導教室を学校内の一教室に設置して、教室に入れない子どもたちのためにベテラン教員が常駐し、カリキュラムも自由に選べ、リラックスできるような教育環境を整えたものであるとの答弁がありました。

今後の進め方のポイントとして、委員からは平成29年度から学校に行かなくても出席日数にカウントできるようになり、その対応をどうするのか。校内、外部も含めて居場所づくりをどうするか考えることが必要である。学校に来ることさえ無理な子もいる。熊本市では、仮想空間としてインターネット上で仮の教室をつくって支援している。家から出られない方への施策も必要である。また、教育講演会を活用した保護者支援も必要であるなど、多くの意見がありました。

以上の4件であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、数多くの意見が出されておりますことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

川村議長 次に、会期中に開催されました議会改革特別委員会の審査状況について、委員長より報告をお願いします。

6番、梨本洪珪議員。

梨本議会改革特別委員長 議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。委員会につきましては、9月20日午後1時30分より開催し、議会改革に関する事項について協議を行っております。前回3月23日の委員会において、今後、葛城市議会として検討していくべき事項として、1つ目に、議員定数、議員報酬、政務活動費の在り方について、2つ目に、タブレット端末導入などの議会ICT化等についてを中心に検討を進めていくことを確認いたしました。その後、本日までに協議会を2回開催し、今後の委員会でのどのように検討していくのがよいかを協議しました。

まず、議員定数、議員報酬、政務活動費の在り方についてでございます。委員からは、前回の委員会が出た意見や議員研修等、様々なデータを基に、現在の葛城市議会はどういう位置にあるかをまとめ、ホームページに公表してはどうか。これは市民合意をつくる上でも市民に知らせる必要があるのではないかという意見がありました。また、ある程度期間を決めて行うべきであるといった意見や、タイミングや長期を見据えた議論を慎重にすべきであるといった意見もございました。これらの様々な意見を踏まえ、葛城市議会の将来的な議会の在り方、また議員としての姿を考える上でも、類似団体も含めた一定のエビデンスを基に、一旦、現在の葛城市議会の状況を報告書にまとめることといたしました。

次に、タブレット端末導入などの議会ICT化等についてでございます。前回の委員会で、タブレット端末でどのようなことができるのか、まずデモ機器などで概要を示していただきたい。また、近隣の先進地へ視察に行きたいという要望があり、2社からタブレット端末を実際に使用しながら概要説明いただき、先進地である宇陀市議会にも視察研修に伺いました。

視察研修では、宇陀市議会の導入の目的としては議案審査、調査、議会運営の効率化であるが、副次効果として紙の印刷費・通信費の削減、印刷資料準備に係る人件費削減につながった。また、時と場所を選ばず豊富な資料が活用できる、議員活動の幅が広がったなど、メリットが非常に多い。しかし、デメリットとしては導入費用がかかるとの説明を受けました。

委員からは、議会と理事者、一緒に導入したほうがよいのでは、議会だけで導入して運用できるのか、資料の準備にかなりの時間がかかり理事者と事務局の負担にならないのか、既に理事者が使用しているタブレットは併用できないのかなど、様々な質問や意見がありましたが、資料の検索が容易にできるので議会運営や議員活動の効率化が期待できる、導入することで余計な事務量が発生しないのであれば導入したい、コロナ禍でもあり、今後リモート会議等の機能にも期待したいとの意見があり、詳細部分については今後調整することとし、委員会としては導入する方向で進めていくことを確認いたしました。

以上で、議会改革特別委員会の審査状況についての報告といたします。

川村議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第9、認第9号までの9議案を一括議題といたします。

本9議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めま

す。

5番、杉本訓規議員。

杉本決算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、9月2日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました認第1号から認第9号までの9議案につき、14日から16日までの3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

初めに、認第1号、令和3年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

歳出の総務費では、空家対策実施支援業務委託料24万9,700円の業務内容は、また、市内の空き家の数と管理不全な空き家の数、及び空き家バンクに登録されている数という問いに対し、業務内容は、空き家の所有者の方、空き家を利用されたい方、移住を希望される方も含め空き家に関する相談を常設で行っている。また、専門家による現地調査や税、建築、不動産に関しての相談や空き家バンクの登録運営に関する業務を行っている。また、個別相談会も年に数回開催している。市内の把握している空き家は411件、そのうち管理不全の空き家が38件、また、空き家バンクに登録されている数は7件である。管理不全な空き家については企画政策課で現地に出向き、現地を確認した上で空家対策特別措置法に基づき、他課とも連携し、所有者等を確認し、現地の状況と写真等をつけた文書を送付し、適切に管理をしていただくようお願いしていると答弁がありました。

委員からは空き家対策とは、1つは老朽化し迷惑のかかる空き家をどうするのか、もう一つは住まなくなった空き家をどう活用するのかという2つの考え方に整理されると考える。そして、市が景観重要建造物として残していくべき景観や建物を事業につなげることはできないか等も含め、今後も検討いただきたいという意見がありました。

次に、民生費では、老人福祉事業、徘徊高齢者等賠償責任保険料について、新しい事業として予算では50名程度想定しているとのことであったが、利用が伸びなかった理由はこの問いに対し、徘徊高齢者等賠償責任保険料について令和3年度から始まっており、開始当初は啓発不足もあったかもしれないが、年度当初で20名、年度末では24名と微増となっている。広報等でも周知しているが、ケアマネジャー、民生委員にも伝え啓発に努めたいとの答弁がありました。この答弁を受け、対象者はSOSネットワークに加入されている方で対象者の把握はできていると思うので、保険の利用が必要ないかどうか、もう一度対象者に確認していただきたいという要望がありました。

次に、衛生費では、リサイクルプラザ運営事業について、1年間どれぐらいの数量を処理されたのかという問いに対し、リサイクルプラザは令和2年5月から稼働しており、昨年度の実績として、剪定枝については各施設から150台ほどの搬入がありチップ化している。発泡スチロールについては、300袋のトン袋を約140本のインゴットとした。自転車については、これまで105台を撤去し、27台の完成品がある。また、家具については現在リサイクルしていないとの答弁がありました。

さらに、自転車は市民にどう還元するのか。また、家具はどうするのかという問いに対し、自転車については環境のイベント等で販売を考えている。家具についてはリユースも難しく

場所も取るので、剪定枝、発泡スチロール、自転車の3つをメインとし、それ以外におもちゃ病院の開催をしていくとの答弁がありました。

次に、農林商工費では、市の単独制度である中小企業資金融資保証料補給金、中小企業資金融資利子補給金について、当初予算で想定された金額よりもかなり下回っているが、どういったことが原因なのかという問いに対し、市の制度よりも新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援措置の融資の方が事業者にとって条件が魅力的であったことで、そちらを選ばれている傾向があったと考えている。令和4年度以降は、新型コロナウイルス感染症関連の融資制度の方の申請も落ち着いてきており、市の制度融資の利用が増えると予想しているとの答弁がありました。この答弁を受け、市の制度融資は企業からすると融資限度額が低いなど、使いにくい制度融資になっていると感じているので、企業誘致につながるよう、企業が魅力的と感じ使ってもらえるような制度融資に変更する考えはあるかという問いがあり、市長からは、市の制度融資について何かほかにもできることがあるかどうか研究していきたいとの答弁がありました。

次に、土木費では、公園管理費の新町公園管理運営事業における、芝生管理アドバイザー委託料の業務内容について、芝生管理の委託業者に対する指導か、それとも作業をしている市の職員に対するものかという問いに対し、芝生管理アドバイザーの指導については、芝生管理の委託業者に対して行う部分と市の職員が行う芝刈り、フォーキング作業等に対する部分があり、それぞれアドバイスを受けながら業者と職員が作業を実施しているという答弁がありました。この答弁を受け、芝生管理の委託業者や職員にアドバイスを何回かすれば知識が蓄積していくと思うが、アドバイザー契約は今後も継続していくのかという問いがあり、芝刈り作業や日常の機器の整備は現在職員で把握できているが、芝生のグラウンドの生育状況、芝生面の硬さ、殺虫剤散布のタイミング等については特に経験による対応が必要だと考えており、対応が難しい場面も想定されていることから、今後のアドバイザー契約をどうしていくのがよいか検討していきたいという答弁がありました。委員からは、同じ年間作業の繰り返しの部分もあると思うので、年間にアドバイスをもらう回数を徐々に減らしていくのが望ましいのではないかという意見がありました。

次に、消防費では、消防団の出動について、水防の場合はどのような命令系統で動くようになっているのか。また、水防訓練は実施しているのかという問いに対し、水防に関しては災害が起こるおそれがあると予想される場合、水位が水防団待機水位を上回り、市の対策本部が設置されると消防団が出動するということになっている。訓練については、火災訓練は行っているが、水防訓練については行っていない。全国的に水害がクローズアップされてきているので、今後は消防団と相談しながら水防訓練についても行っていきたいという答弁がありました。この答弁を受けて、過去に議会だより編集委員会で消防団にインタビューした際に、水防で出動したことがあるが、訓練も全く受けておらず装備もなかったため、非常に命の危険を感じたという話を伺っている。近年、水防について非常に切迫感が出てきているので、消防団の方とも交流し、万全が尽くされるようにしていただきたいという意見がありました。

次に、教育費では、人権教育推進事業におけるフードドライブの内容と、目的また対象人数についてという問いに対し、フードドライブ事業は、コロナ禍においてイベント等が開催できなくなったことにより、葛城市人権教育推進協議会が人権教育地区別懇談会の代替事業として取り組まれている事業の1つで、2020年10月から2か月に1回、現在までで12回実施されている。加盟団体に食材の寄附を募り、提供された食材を支援を必要とする家庭に葛城市の関係各課や葛城市社会福祉協議会を通じて届けている。令和4年8月には30世帯の方に配布したという答弁がありました。委員からは、非常に有意義な活動であると思うので、コロナが収まっても続けてほしい。この活動を市民の方にも広く知ってもらう機会があればお願いしますという意見がありました。

歳入では、保健体育使用料の新町公園球技場使用料の内訳についてという問いに対し、新町公園球技場使用料29万2,520円については、全てサッカー競技での使用に伴うものであり、奈良県中学校体育連盟や奈良県シニアサッカーなど、38件分の使用料であるとの答弁がありました。この答弁を受けて、この38件分は大会での使用に対する費用なのか、一般の方が使われる費用なのかという問いに対し、市内のスポーツ団体等の利用については規定があり減免している。大会のみの使用料を徴収しているという答弁がありました。

この新町公園球技場使用料については、芝生の管理について多く費用がかかっている現状に対し、市外の方が使用される場合には歳入と歳出の差を埋めるような方法を考えていただき、これは個々の施設だけではなく、市内全般の施設に関しても同様であるといった意見が出されました。

次に、総括質疑では、地方公共団体の財政の健全性を示す令和3年度の経常収支比率において、葛城市は93.9%であった。これは令和2年度の97.9%と比較して4%改善しているが、その要因はという問いに対し、分母となる歳入の経常一般財源が、令和2年度と比較して6億4,300万円ほど増となっている。この主な要因は、地方消費税交付金において約6,500万円の増、地方交付税において約5億2,500万円の増となっている。また、分子となる歳出の経常一般財源においても約2億2,000万円の増となっている。この主な要因は、公債費において元金償還に充当された経常一般財源で約1億4,600万円の増、物件費では委託料などで約6,000万円の増、人件費では令和2年度より施行されている会計年度任用職員に係る、2年目となったことに伴う報酬や期末手当などの影響で約3,700万円の増、扶助費では約2,400万円の増となっている。前年度と比較して、歳出経常一般財源である公債費や物件費などにおいて増額となったが、一方で、歳入経常一般財源である地方交付税や地方消費税交付金が大きく増えたことが、4%の改善につながった主な要因と言えるという答弁がありました。

別の委員からは、地方交付税が5億2,500万円も増えている理由は。また、今後継続的にあるかという問いに対し、令和3年度補正予算(第1号)において、国の経済対策の1つとして令和3年度における地方交付税総額が加算され、増額交付する措置が講じられたことによるものである。このような措置は令和3年度に限る措置であるという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。質疑では、葛城市1人当たりの医療給付費がどれぐらいの金額になるのか。そして、奈良県の1人当たりの医療給付費の金額はどれぐらいで、奈良県内で葛城市がどの位置にいるのかという問いに対し、令和2年度における葛城市一般分の1人当たり医療給付費は34万1,062円で、奈良県の市町村の平均は37万743円であり、奈良県内では35位となるという答弁がありました。この答弁を受け、葛城市は国民健康保険の加入者1人当たりの医療給付費が少なく、奈良県の国民健康保険料水準の統一と同時に進められている医療水準の均てん化ができていないように見受けられるため、奈良県に積極的に葛城市の医療水準が上がるよう働きかけてほしいという要望がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号、令和3年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、生活支援体制整備事業委託料の事業内容はこの問いに対し、社会福祉協議会に委託している事業で既存の介護サービスにとどまらず、地域のボランティアの方や住民組織の多様な主体が連携し地域の支援体制づくりを求められる中、生活支援コーディネーターを配置し、地域住民の居場所づくりや住民による支え合いづくりを進めている事業であるとの答弁がありました。さらに、この事業はすぐには完成しない事業だと思うが、どのようなことを目標とされているのかという問いに対し、事業の内容としては、地域の意識づくりを醸成していくのが主な目的となっているので、数値で表すものではないと思う。各地域でいろんな活動が現れてきている。これらを継続していく場を我々がサポートしていく形を取り、市全体に行き渡るようにしたいとの答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号、令和3年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございます。

質疑では、保護者負担とされている給食材料費について、実際に支出している金額と保護者負担額の乖離についてという問いに対し、令和3年度は乖離が大きく見られ、新型コロナウイルス感染症の影響により、幼稚園、小学校、中学校合わせて4か月分の給食費の減免を行った。その金額である約5,877万円と、減免がなかった場合の数字であるが、給食材料費不足分として約2,700万円が一般会計から繰り入れられているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号、令和3年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定であります。

質疑討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号、令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定であります。

質疑討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございます。

質疑では、後期高齢者医療保険料の収納率が上昇しているようだが、その理由はという問いに対し、保険料の収納率が令和2年度と比べ令和3年度において上昇している理由については、明確な答えをするのは難しいが、一般的に言われているように令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策の給付金があったので、それを使って納付していただいたため収納率が上昇したと考えているという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号、令和3年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、他市町村との比較で、一般的に使用されている資産と負債としては、葛城市水道事業会計の場合は幾らになるのかという問いに対し、議論のときに用いられる資産の概念はその時々によって変わる場合もあると思うが、葛城市水道事業の総資産としては73億2,679万5,135円である。また総資産のうち、現金・預金、将来現金となる未収金等を含めた流動資産と呼ばれる16億7,703万5,597円を資産と捉えて議論に用いる場合も考えられる。一方、負債については、企業債の1億1,855万4,313円と流動負債合計2億3,815万4,911円が通常負債と呼ばれる部分であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認第9号、令和3年度葛城市下水道事業会計決算の認定であります。

質疑では、管渠の老朽化が0%であるということだが、下水道の管渠法定耐用年数は何年か。また、葛城市で最も古いもので何年経過しているのかという問いに対し、下水道については一般的な耐用年数は50年となっており、昭和50年に兵家のイトーピアに布設された管が一番古く、46年が経過しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、その他各委員からも活発に質疑をなされ、多くの意見、要望が出たことを申し添えまして、決算特別委員会の報告といたします。ありがとうございました。

川村議長 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

川村議長 反対討論はされませんでした。反対討論はしなくてよろしいですか。

谷原議員 したいと思います。

川村議長 もう討論の終結はしております。ですから、討論はできませんので、これから電子表決システムで採決をいたします。それでよろしいですね。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認第1号は認定することに決定いたしました。

日程第2、認第2号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 それでは、私は認第2号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。反対の理由について述べさせていただきます。

現在の国民健康保険特別会計において、被保険者1人当たりの保険税は4.5%、本年度平均して上げられました。この上げは令和6年度まで毎年行われることとなります。と申しますのは、奈良県国民健康保険県単位化によって、奈良県の統一健康保険税の水準に合わせるために毎年の引上げとなっているわけであります。また、この奈良県国民健康保険県単位化によって、例えば高過ぎる国保税を抑えるために一般会計から市町村が繰り入れていたことや低所得者に対する独自の申請減免措置など、市町村がこれまで独自に行ってきた政策について全て禁止されたわけであります。このことは地方分権制度改革の流れに反しているとは私は考えます。

葛城市国民健康保険加入者の医療保険に係る国保特別会計からの保険給付費は、県全体の中で比較しますと、1人当たりで換算して奈良県の市町村の中では大変低い水準にございます。それであるにもかかわらず、同じ国保税を支払うというのは大変不公平ではないでしょうか。国保の県単位化を進めている他府県においては、医療費の給付水準に応じて市町村の国保税の水準を変えております。奈良モデルとして画一的で税水準を一致させる、統一するというこうしたやり方ではなくて、各市町村の健康指導の取組や地域の医療提供体制の違いが反映される、すなわちインセンティブが働く国保税の決め方にすべきだと考えます。

本決算は以上述べてきたように、葛城市民にとって大変不公平な奈良県国保単位化に基づく国保税徴収による会計となっております。よって認定することはできません。私はこうした声を奈良県に上げていくことが、国保制度をよりよくしていくために大切だと考えております。地方分権制度改革によって、国と地方公共団体は上下関係ではなくなりました。対等

であり、協力関係とする改革が進んできております。国保制度におきましても住民の声を最も近く聞く基礎自治体が、住民の利益のために奈良県に対してしっかりと物を申し上げていくことも大事だと考えます。

地方議会はもちろん全国知事会は、所得の発生しない子どもにかけられている国保税の均等割の廃止を国に求め続けてまいりましたけれども、本年度、4月から不十分ながら一部改善されました。まさに地方の声が国の制度を変えていく、そうした国を動かすということが起きたわけであります。不公平な統一税水準を改めること、そして医療給付費や地域の医療体制に応じた国保税の水準にすること、あるいは、奈良県は国保税の統一を求めるに当たって医療の均てん化、地域医療が公平にサービスが受けられるようにする、医療のサービスの均てん化ということを書いていたわけでありますから、葛城市の地域医療提供体制について県がもっと積極的にこれを支援していくことなどを求めて、奈良県に声を上げていくことが私は重要であろうと考えます。

以上を申し上げまして、反対討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

6番、梨本洪珪議員。

梨本議員 私は認第2号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険につきましては、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費負担が増大する一方で、被保険者が年々減少するなど構造的な問題を抱える中、国保制度の安定化を図ろうと、平成30年度に市町村単位から県単位への運営へと移行して、今年で4回目の決算であります。奈良県では、令和6年度に保険料水準を統一するという一方で、奈良県内でお住まいの方がどこに住んでおられても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料になるということを目指して、県内各市町村とともに取組を進めておられます。

そのような中で、一般会計からの財源補てんを受けることもなく、黒字決算を保つことができている、国民健康保険事業を持続的に維持し円滑に運営するために努力された決算であると評価するものです。引き続き奈良県との連携を深め、安定した国保運営と被保険者の健康保持、疾病予防を図るためにも、医療費の適正化に努められ、保険税収納率の向上による歳入の確保などにより、なお一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認第2号は認定することに決定いたしました。

続いて、日程第3、認第3号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 では、認第3号、令和3年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

介護保険制度では、介護保険給付事業費は公費が50%、被保険者が50%の割合で負担しております。そのため、高齢者人口の増加により介護保険給付費が増加すると公費支出も増加し、被保険者の介護保険料も引上げとなる、そうした制度となっております。抑えるためには介護保険料を上げるか、介護サービスが切り下げられるか。これ、大変市民にとっても負担になることであります。現在は、第8期介護保険事業計画の下で事業が行われておりますけれども、第5期介護保険事業計画と比べて、介護保険料の基準月額が1.5倍まで上がってきております。増え続ける介護保険事業費にどう対応すべきでしょうか。日本共産党は、公費負担割合を増やす政府の財政支出を求めていますけれども、制度が変わらない限り、なかなかこれは改善することができません。

したがって、本反対意見の中で、葛城市の介護保険事業に絞ってこのことについて意見を申し上げます。令和3年度葛城市介護保険特別会計予算では、地域支援事業の任意事業として、紙おむつの支給対象を要介護認定4以上、住民税非課税世帯へと対象を大きく変えました。令和2年度までは要介護認定2で常時失禁者が対象でありましたから、大変大きな変更になったわけであります。決算額で言いますと、令和2年度決算額が約770万円余り、令和3年度本決算額は454万円余りでありますから、約315万円の事業費の削減となりました。令和元年度以前は大体630万円から610万円で推移してきた事業費であります。令和2年度に大きく伸びたことから事業費を抑えるために、こうした対象者の基準を変更したものと考えますが、問題はこうした削減が果たして介護保険事業全体にとって長期的に見ていいのかどうかという問題であります。

要介護2は、食事、排せつなどは自分でできるものの、生活全般で見守りや介助が必要であるということが認定の目安となっております。つまり食事、排せつ等を自分で何とかできる方であります。一方、要介護4は、自力で移動ができないなど、介助がなければ日常生活が送れないということが認定の目安となっております。言ってみれば寝たきりに近い状態ということになりますから、紙おむつの支給はありがたいわけですが、しかし、私は要介護2の方に対して紙おむつを支給する、このことが令和3年度に取りやめになった、そうした対象から外れたということが問題であると考えます。なぜなら、要介護2の方は家で生活して、何とか自分で暮らしているわけですが、トイレに行くまでなかなか足が思うように動かない、尿意を感じたときには手後れとなって家の中で失禁してしまう、そういう

方がおられます。また、何とか外に外出するけれども、やはり失禁のことがあるから紙おむつをされる方が多くいらっしゃいます。私はこの紙おむつの件でいろいろな方のお話を聞きますと、こうした要介護認定2の方が紙おむつを嫌がって、そして水分補給をしない。水分補給をしないために膀胱炎になって入院される。その入院をきっかけに寝たきりになるという事例を幾つか聞きました。つまり、私はそうすることによって、要介護2の方にも適切な形で市が援助をすることによって、自立して何とか暮らせる、そういう方々を支えていく、そうすることによって先ほど言ったような形で、不本意にも要介護度が上がってしまうようなことを避けるために、非常に重要な施策ではなかったかと考えます。

また、高齢者の方、本当に弱ってこられてもお買物をしたいという高齢女性の方、たくさんいらっしゃいます。買物に行けば気分が晴れる、知り合いとも会える。そのために紙おむつを利用されている方もたくさんいらっしゃいます。私は今後、増大する葛城市の介護保険事業について、これを何とか抑えていくためには、高齢者の方が健康で自立して日常生活を送れる、そうした取組を更に強化する必要があると考えております。そのためには先ほど申しました国の基準を少し超えることにはなりますけれども、そうした方々を支えるそうした事業費が要るのではないかと、任意事業として取り組む必要があると考えます。また今後は健康増進課とも協力しながら、こうした高齢者の方が健康で日常生活を送れるような、そうした取組の中で介護保険事業全体の費用を削減していく、こうした観点が必要なのではないかと私は考えております。

以上、申し上げましたが、本決算におきましては紙おむつの件、大変残念なことになりました。このことについては問題提起といたしまして、今後、例えば600万円過去払ってきて決算が400万円余りですから、せめて600万円程度まで事業費について所得制限をする、あるいは配布枚数を考えるなどして、こうした何とか自力で生活している方々に対する支援が行われることを要望いたしまして、本決算についての認定の反対意見といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は認第3号、令和3年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論いたします。

令和3年度の決算につきましては、保険給付費において計画値と比較いたしますと、令和2年度の94.5%に比べ89%と、新型コロナウイルス感染症の影響により計画値から10%以上減少した決算となっています。介護給付費準備基金については、令和2年度分7,812万円が積み立てられたことになり、基金残高は2億8,312万円まで積み上がることとなりました。また、令和3年度は第8期事業計画の初年度ではありますが、基金を取り崩す計画であったところ、先日の令和4年度補正予算の審査においては反対に7,898万円が積み立てられる予定であり、やはり新型コロナウイルス感染症が大きく影響している決算であります。積み上がった基金については次期計画において、第1号被保険者の保険料額のため、適切に活用されるとのことでございます。

また、事業面においては、介護予防対策など地域支援事業の取組が定着してきたことなど、

新型コロナウイルス感染症への対策を行いつつ、介護保険事業の健全な運営に努力されたことは一定の評価をするものであります。今後、高齢者人口が増え要介護認定者も増えていく中で、介護サービスを必要とする方とそういった方々を支える地域づくりのための生活支援体制整備事業などの地域包括ケアシステムを深化・推進し、支援などが適切に行われる体制づくりに努めていただくとともに、介護保険財政の円滑かつ適正な運営と、新型コロナウイルス感染症への対策強化を図っていただくことを要望いたしまして、本決算認定についての賛成討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第3号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認第3号は認定することに決定いたしました。

日程第4、認第4号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定いたしました。

続いて、日程第5、認第5号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定いたしました。

日程第6、認第6号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定いたしました。

日程第7、認第7号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 認第7号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度におきましては、国民健康保険制度や介護保険制度とは異なり、保険料の決定などについて葛城市議会の関与するところはありません。しかし、私は制度そのものに問題があると考え、ゆえに、決算も反対といたします。認定に反対いたします。

特別会計の歳入の原資となる保険事業費の負担割合は、公費が約5割、後期高齢者医療保険者が1割の負担、そして残りは組合健保や国保あるいは共済組合など、ほかの医療保険の被保険者が負担する支援分が約4割となっております。そのほかの医療保険の被保険者が負担する支援分の中には、国民健康保険加入者の子どもにも負担が求められている均等割額の一部が充てられております。まさに所得のない子どもにかけられている国税の均等割の一部が、高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度の会計の原資に使われている。これは私は大変大きな矛盾があると考えます。

後期高齢者医療制度が発足する以前は、所得の低い高齢者の方は、社会人となって働く子どもの扶養家族として、そのお子さんの健康保険に被扶養者として加入しておりました。したがって、保険料の負担はなかったわけでありました。また、老人医療は無償となり、窓口の支払いもない時代がございました。しかし、この後期高齢者医療制度によつては、まさに企業における社会保険料の負担を軽減するためにこうした制度が、まさにほかの健康組合からも支援金を得ながら、あるいは後期高齢者の方に負担を強いながら、こうした制度がつくられたわけでありました。さらに、本年度からは一部の高額所得者を除いて、後期高齢者の医療保険の窓口負担は1割であったものを本年度の10月から、所得が28万円以上かつ年収200万円以上の方については窓口負担が2割になる、そうした法律改正もされ、今後ますます高齢者の負担が増えるような改悪も検討されていると伺っております。

現在の後期高齢者医療制度では、安心して老後を過ごすことができません。よって、この後期高齢者医療制度の問題点を改善することを強く求めまして、本案の認定について反対いたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 認第7号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、老人医療費を中心に医療費が増大する中、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとし、高齢者世代と現役世代の費用負担が公平で分かりやすい制度とするため、平成20年度から運用開始されました。令和3年度決算において、歳入では全体の76.5%を占める保険料の収納率は、滞納繰越分も含め99%と高い率を保っています。歳出では、本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経営負担金を合わせた広域連合納付金が歳出全体の99.3%を占め、前年度と比較して2.6%の増となっています。今後、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することにより増加が予想される高齢者の医療費に対し、広域連合が運営主体となり、医療費の適正化や健康の保持増進のための保健事業に積極的に取り組み、医療費の伸びをできるだけ緩やかなものにする事で、安定的で健全な制度運営の継続を望むものであります。

今後も奈良県や広域連合と連携を図りながら、将来にわたり持続可能な安心できる医療制度の構築に一層の努力をいただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第7号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、認第7号は認定することに決定いたしました。

日程第8、認第8号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は認定することに決定いたしました。

日程第9、認第9号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第9号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、議第46号から日程第12、議第48号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、梨本洪珪議員。

梨本総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第46号、議第47号、議第48号の3議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第46号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、過去に今回のような見直しはあったのかという問いに対し、3年に1度、参議院議員通常選挙の年に見直しが行われている。前回は平成30年度に改正があり、平成31年3月1日より施行されている。改正時の物価等を勘案して金額が決定されるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第47号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、男性職員の育児休業の取得は進んでいるか。また、会計年度任用職員にとって育児休業を取得しやすい環境であるか。葛城市の実態はという問いに対し、男性職員の育児休業取得実績は、令和元年度は6人中1人、令和2年度は6人中0人、令和3年度7人中2人、令和4年8月末時点で6人中3人である。会計年度任用職員については、令和2年度2人、令和3年度3人の取得実績があり、令和4年度の現在は1人が育児休業中である。今後とも利用していただけるよう制度の周知に努めていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第48号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、固定資産税に係る軽減措置で新規に制定された、特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された、貯留機能保全区域にある土地というのは、葛城市ではどこの地域が想定されるのかという問いに対し、県知事が指定するものであり、現在、葛城市においては指定されていないという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

このほかにも委員各位から質疑がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任

委員会の報告といたします。

川村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第10、議第46号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第46号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第47号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第47号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第48号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第48号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

(西井議員退席)

川村議長 次に、日程第13、議第49号議案を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めま

す。

6番、梨本洪珪議員。

梨本総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第49号、和解することについて、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、この和解案を受け入れるという判断に至った理由についてという問いに対し、奈良地方裁判所から和解の提案があったことについて、原告、補助参加人、県において合意するという方向性が示されたため、これを受け入れるという苦渋の決断を行ったという答弁がありました。

また他の委員からは、和解案に示されているこの問題が起こった原因について、今後、どのように調査するのかという問いに対し、理事者からは、今回の活動組織における市の対応や問題点等について残っている資料等を可能な限り再検証し、再発防止につなげていきたい。また、前回の内部調査において実施した関係者への聞き取りについては限界があり、全ての方に対して実施できたわけではない。今後、関係者に再調査を行うとしても要請にとどまると考えられるが、職員に対しての聞き取りは可能であるという答弁がありました。そして、最後に市長から、原因の調査に努めることが和解案の要旨の1つであるため、和解案を受け入れるということは行政としてその姿勢を示していかなければならないという思いであるという答弁がありました。これらの答弁を受けて、委員からは原因の調査をしっかりと行い、議会に報告していただきたいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されていることを申し添えて、総務建設常任委員会の報告といたします。

川村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第49号、和解することについて、反対の立場から討論いたします。

この議案は、加守地域保全向上委員会に国、県、葛城市が交付した補助金が違法に支払われているとして、加守地域の5名の住民の方々が住民訴訟を起こしたことにつき、奈良地裁判所が被告である葛城市長及び荒井県知事、そして原告の方々に和解案を示したものを葛城市議会に諮るものであります。つまり、被告である葛城市がこの和解を受け入れるかどうか、これを葛城市議会に問うているわけであります。

では、その和解案がどのような和解の内容となっているか。和解案の要旨には次のようにあります。被告市長は、本件各交付金の使途に関し、利害関係人加守地域保全向上委員会か

ら一部事実と異なる内容を記載した実施状況報告書が提出されたことを、利害関係人葛城市において点検で気付かなかった事態につき、ここに遺憾の意を表し、その原因を調査するとともに、今後実施する補助金等交付事業において、補助事業者等の補助金使途の適正性に関し、法規に従った指導監督を一層励行するように努めることとするという内容となっております。国などの補助金は、補助金事業として実施状況報告書が適正であるということが補助金交付の大前提であります。したがって、窓口となる葛城市担当課においてしっかり点検することが、この交付の際に求められていたわけであり、この和解の内容は、その点検において葛城市が責任を果たしていなかったことを自ら認める内容となっております。国からの補助金交付については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というものがございまして、その中に、交付目的と異なる目的外のことに補助金を使った場合、あるいは虚偽の報告によって、言わば交付金が詐取される、だまし取ったということが明らかになった場合には、補助金を返還しなければなりません。国、県、市がこうした補助金を出す場合には、間違いがなく交付目的に使われている、あるいはその書類が虚偽のものでない、こうしたことを点検して初めてこの交付がなされるわけであり、

今回の住民訴訟におきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による違法行為については5年の時効がありますので、住民訴訟におきましてはその違法行為、これが民事訴訟で争われることになったわけであり、基本的には補助金事業でありますから、この補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に従う、そうした判決内容になっていると私は考えます。

私は、今回の違法行為があったということについてどういうことなのか、本会議の初日の質疑で質問をいたしました。また、その違法行為があったかどうかということにつきましても、先ほど総務建設常任委員会の委員長から報告がありましたけれども、その常任委員会でも審査がなされました。私はその際、こうした補助金の違法性、これによって返金をすることになれば、この金額の妥当性、これを問わなければならないと議論を聞いて思いました。今回、和解案では、当時の加守地域保全向上委員会の代表であり、会計も担当していた市議会議員である西井氏が、まず加守地域保全向上委員会に損害賠償金として244万円を支払う。そして、加守地域保全向上委員会はこの244万円を葛城市に返す。そして葛城市はその中から、国、県の交付金割合に相当する183万円を支払うということが和解案の中に書かれてあります。先ほど申し上げましたように、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の時効を超えておりますので、返還金とは言わず損害賠償金という言い方をしておりますけれども、まさに返還は交付金割合に従って行われております。

では、その244万円の金額の根拠、これが示されたのでしょうか。審議の過程の中でも示されたのでしょうか。まず議会におきましては、議会全員協議会の場で葛城市から説明がございました。そこにおきましては、この244万円につきましては加守地域保全向上委員会の役員に支払う手当などについて、役員の下、加守地域保全向上委員会にプールして、その中から様々な事業に使うと了解を得てプールしていた金員であった。それが今残っているこれを基に、ほかの経費も加えて244万円支払うんだという説明でございました。しかし、

役員が実際に役務とか、あるいは軽トラックの貸出し等によって実際に活動事実があって、そして受け取る領収書もついているのであれば、240万円でしたか、これは役員に支払うべきものであって国に返すようなものではありません。ですから、国に返すということであれば、これが虚偽であったか。つまり役員は活動をしていなかった。していなかったけれども支払ったということにつきプールをしていた、そういうことなのかということも確認いたしましたけれども、それについては答弁がなく、結果としては裁判官の総合的な判断で金額が示されたのだという答弁でございました。

私がこの和解案に反対するのは、この244万円の受け取り根拠が明確でないということに尽きます。行政が金員を収納するとき、税でもそうです、保険税でもそうです。調定という作業を行います。つまり行政が市民から、あるいは様々なところから収納するに当たっては、法令に根拠があるか、その収納が正しいかどうかという調定という作業を経て収納をするわけであります。じゃあ、この244万円の根拠はどこにあるのかということであります。少なくとも葛城市は、しっかりとこの244万円の根拠を言えるんでしょうか。もし受け取りの根拠があるとすれば、唯一、議会で和解案に賛成した、このことをもって収納するということになるんじゃないですか。だから私としてはそんな曖昧な収納ではなく、きちっと判決をもらう。葛城市が和解案を蹴ってしっかりと判決をもらった上で、裁判所の判決を基に収納して、国、県にこの金員を返すべきであります。そうせずに議会で和解を求める。これは議会にその責任を負わせることになりませんか。私は行政として筋道を、正しい在り方を求めたいと思っているわけであります。

以上が私が反対する大きな理由でありますけれども、最後に一言述べさせていただきます。補助金交付事業において葛城市が適正な指導監督を行わなかったために、今回のような問題が発生しました。阿古市長の前の市長の時代のことであります。本来、葛城市の担当課が適正に指導しておれば、こうした問題は起きておりません。その時点で補助金を返還させる。あるいは会計報告、実績報告が何度指導しても出ない場合は補助金団体を外す。交付団体としての認定を取り消す。適正な事務処理を行っておれば、今日のこうした問題は起きていないわけであります。どうしてそんなことが起きたか。これについて内部調査が行われております。葛城市の市議会一般質問でこの問題が取り上げられて、過去に取り上げたそのときに、行政の方は、理事者側は調査すると約束しました。その調査報告書、これが市民の方の情報開示請求によって公開されました。私もその文書を見ました。本来、適正に指導すべき担当課の部長が、何年もわたって実績報告書を作っているんですよ。加守地域保全向上委員会から実績報告書が出たのではなくて作っているんですよ。このことはさきの総務建設常任委員会の審査の中でも出てきました。実績報告書の中の写真、年度をわたって使い回されている。なぜか。担当部長が入れ間違えた、ファイルにね、そんな答弁が出てきました。つまり、明らかに当時の担当部長が適正な指導を行えない、私はこれは本当に法令規則に反する行為だと思いますよ。補助金が適正に支払われているかどうか監督指導する側が、わざわざ作っている。その中には様々怪しい資料が出てきている。こんなことになったわけであります。

したがって、最初の和解の内容にありました点検できなかったことに対して遺憾とす

る。これは今の市長の立場でのこの和解についての受入れだろうと思います。先ほど言いましたようにさきの市長の時代の話ですから、そうしたことが行われたわけですが、しかし、このことについては今後とも厳しく反省をして、二度とないようにしていただきたい。このことが1つであります。

もう一つは、問題はなぜ部長職にあるような方がこうしたことをしたのかということにあります。ここには、この加守地域保全向上委員会の代表であり会計担当者が地元の市議会議員であった。その市議会議員が直接その部長に対してやり取りをする。そうした事態がこうしたことを招いたのではないかと。私は担当部長が何年にもわたってそういう作業をしているわけですから、決してそれが適法な行為だと思っておられなかったと思います。私はここに議会としても、議会としてきちっと正すべき問題があると考えております。

葛城市には立派な葛城市政治倫理条例がございます。その中にはこういう文言があります。市長等及び議員の責務並びに政治倫理基準、第2条第2項の第6号に、市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。果たしてこうしたことがあったのかなかったのか、まさに疑われるわけであります。そして政治倫理条例その続きの第3項におきましては、市長等及び議員は、政治倫理に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、第5条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないとあるわけであります。また、議長及び副議長は政治倫理審査会に審査を求めることができることとあるわけですから、私は議会は行政の不正、不適正なところをきちっと監視していく役割が、大きな役割としてあります。その議会が今後、葛城市の行政をしっかりと監視していく、点検していく上で、まず議員がどうだったのか。このことを明らかにしなければ、議会に対する権威も信頼もないと私は考えるものであります。

したがって、この問題について同僚の議員が関わっていたことにつき、私は市議会としてもしっかりと調査をするとともに、身内ではできません。第三者の機関、弁護士等学識経験者のいる政治倫理審査会にきちっとかけることによって、市議会の姿勢を示すことが私は大事だろうと思っております。

以上を述べまして、この和解案について反対の立場から意見を申し上げます。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、横井晶行議員。

横井議員 2番、横井でございます。

皆さん、皆さん、当議会はビデオ中継されているのです。多くの市民の皆さんが注目されている要件でもあるのでございます。そしてそのことは、我々新しい市議会議員の資質、信義、社会の正義が問われる要件でもあるのでございます。私はこのたびの加守原告団の皆さんの心情を、どうか、どうか、皆さんでご察してほしいのです。住民監査請求もされましたが、監査委員において却下され、どうにも困り果てて、自分たちでお金を出し合って、社会の正義のために裁判まで行われた重要な事件なのでございます。ここで私たちが、志ある

者が加守原告団を支え社会の正義を貫かないと、一体、誰が、誰が、社会の正義を追求するのでございましょうか。

私はさきの谷原議員のような論旨ある立派な発言はできません。しかし、社会正義を思う信念はビデオを見ておられる皆様方と同じなのです。私は自民党員の有志の一人でございます。私は自民党員の有志でございます。正しいことは正しい、間違っていることは間違っているとはっきり言う。本議会において言わなければならないのです。

どうか、どうか、このビデオを見てくださっている皆さん、志を同じくされる市民の皆さん、市民第一の葛城市を目指す市民活動への今後とものご支援をお願いいたします。市民の皆さん、私どもはいつも市民の皆様とともにあります。この和解案は原告団にとって1円の得にもならないのです。そして、さきの総務建設常任委員会において議員の皆さん方も目を通されお分かりのように、疑義のあるような領収証を作成する行為が繰り返されてきた中で、僅か244万円の損害賠償金で和解せざるを得ないという苦渋の決断をされた原告団の皆さんの心の中をお察ししてほしいのです。

最後に、私どもはこれら原告団の方々に敬意を表します。葛城市には二度とこのような事態を招かないように、再発の防止に向けて万全の対策を講じていただきますように切実にお願い申し上げます、この和解案に賛成するものでございます。皆さん、よろしく申し上げます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 私、議第49号、和解することについて、賛成の立場で討論いたします。

僕は総務建設常任委員会じゃないのでしゃべる場がここしかないので、今日はありがたいお話が続きまして、僕は簡単に賛成討論をさせていただきます。

具体的にあの資料を見まして、裁判に行って、その結果和解という、おのいろいろ事情がありまして今に至ると思うんですけど、僕は裁判に行っていることについてなので、これからの先のことを考えて、僕は議場なので理事者側に言うておきたい。前も言いましたけども、領収書の考え方、定義ですよ。前も言いましたけども、まさに書く側も書く側、受け取る側も受け取る側みたいな領収書では話にならないと思うんです。領収書って書いてある紙なんですよ、あれはただの。領収書の定義がないものを受け取って、それが経費として落ちる。これ、税務署で通用するわけないんでね。僕も商売をやっていますので分かります。それがまかり通ってしまっていた。これが具体的な、僕は不具合で改善できる点やと思っております。これをしっかり行政の皆さん、もう一回領収書を見直していただいて、ないという答弁をいただきましたけども、まかり通ったので、これを機にもう一回、領収書とは何ということからまずは見直すべきやと私は思っております。収入印紙もない。名前もない。住所もない。企業名もない。割り印もない。これが僕の会社では通用しないのにあそこでは通用している。こんな全然話にならないので、しっかりと見直していただいて今後のために役立てていただき、過去の分も今もないのか、あるとは多分言えないと思いますけども、しっかり見直してやっていただくようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

吉村議員 議第49号、和解することにつきまして、私は賛成の立場から討論をいたします。

総務建設常任委員会の冒頭でも申し上げましたけれども、初めに、住民訴訟を提起されました5名の原告の市民の皆様には、訴訟費用も自腹、弁護士費用も自腹、たとえ勝訴の判決を得られても自身に何の見返りもないと聞いております。自ら多大な負担をしてまでも市政の不正を正そう、正義を貫こうとされている姿勢に対しまして、敬意を表したいと存じます。

今回、和解の議案が提案されました。ということは、この裁判に関わった全ての方々が和解を望んでいる、または、和解やむなしというふうを考えておられるというふうに理解するものであります。住民訴訟を提起された原告の市民の皆様にも、これ以上負担を強いることは得策ではないと考えます。以上の事情を考慮し、原告の皆様の心情をしんしゃくすると、和解することに賛成をして、一刻も早くこの裁判を終了させることが市にとっても、市民にとっても最良のことであると判断をいたしました。

和解案の要旨の第5項に、今回の和解が成立すれば、阿古市長が原告の皆様に対して果たすべき3つの約束が明記されてございます。1つは、加守地域保全向上委員会から一部事実と異なる内容を記載した実施状況報告書が提出されたことを、葛城市が点検で気付かなかった事態につき、遺憾の意を表するということであります。これにつきましては、本会議初日において谷原議員の質疑に答える形で、市長が原告の皆様が今回の訴訟をせざるを得なかったということにも踏み込んで、申し訳なかったと遺憾の意を表されました。

もう一つのその原因を調査する件につきましては、先日の総務建設常任委員会でも、市に残っていない証拠資料を原告の皆様が持つておられる可能性もあるので、現時点でできる客観性を持った調査をお願いしたい旨、私も述べました。梨本総務建設常任委員長から、また先ほども谷原議員からも第三者委員会の設置も必要ではないかとの意見がありましたけれども、調査をうやむやに終わらせるのではなく、客観的な視点からの調査結果を示していただきたいと私も考えております。その後の協議会で、私ども総務建設常任委員会所管事項の調査案件として多面的機能支払事業交付金に関する事項を加えました。今後、調査をきちんと行うことが、原告市民の皆様が和解に応じられる前提条件の一つであることと、私ども議会もしっかりと監視していかなければならないということを強調しておきたいと存じます。

最後の1点。今後、実施する補助金等交付事業においては、二度と同様のずさんなことが起きないように、原課では既に対応はされているものと存じておりますけれども、再発防止に努めていただきたいと存じます。既に市長も和解案を履行するというふうに明言されておりますけれども、市政におきましては、原告の皆様とも以上3つの約束を果たしていただくことを強くお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 議第49号議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたびの和解案につきましては、原告、被告及び補助参加人の間で幾度となく和解協議がなされ、そして、最終的に奈良地方裁判所より提示をされた最終和解案であります。今回の裁判所より提示された和解案を受け入れることが好ましいと考えます。しかしながら、これら一連の訴訟問題に対して、原告と被告、特に補助参加人との間には、和解成立後の双方にこの問題に対する大きな見解の相違があります。乖離が残ります。特に補助参加人は、和解成立後も地元の区民に対して大きな不信と疑念を抱くことになったことに対する謝罪と説明責任を果たしていただき、これらの不信と疑念を払拭し、真の和解成立に向けて一日も早く行動を起こしていただくことを切に要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 賛成討論をさせていただきます。

ちょうどこの加守地域から議会にもご相談いただいたとき、令和の初め、元年であったと思います。私が議長をさせていただいて、熱心にお話を聞かせていただいております。そこで申し上げたのは、これは問題か問題でないかという大きな問題であるということの認識は持っておったわけでございますけれども、まず地域のほうで解決をしていただきたい問題だということを申し上げたことを今も覚えております。その中で、議長をしておりましたので議長席の壇上の上からこのことについても発言をさせていただき、先日もそれを聞き直していたところでございます。今申し上げたように、これらの問題についてまず地域のほうで解決をしていただきたいというのが1点と、あとは、2点目は、これについて西井議員がそこに関係されておりましたので、西井議員については説明責任を負いますよというところでございます。3点目に申し上げたのは、市当局のさらなる調査が必要ですよということを議会の議長席で申し上げたところでございます。

今回、地域のほうでいろんな思いがあったであろうかというのは察しておるところでございますけれども、こうして和解案というのが議会に上がってまいりました。このことにつきましては、私として地域でお話をされたということで理解をして、感謝を、また敬意を申し上げたいと思います。

あと残っております西井議員についてですけれども、これらについて説明責任をということをして3年ほど前に申し上げておるわけで、これがなされていないということでございます。これについても西井議員にこれをお願いしたい。やってもらわなければならないということを今の討論の中で申し上げたいと思います。

3つ目の市当局の調査です。裁判がこれによって終わるとありますけれども、先ほどからいろんな議員から出ておりますように、市当局の市の事務のやり方、今後出ないようにということもありますけれども、もう一度再検査する必要があるかと思っております。それについてもまたしていただいて、ご報告をいただきたいと思っております。

今回、賛成するに当たって以上のことを申し上げて、賛成討論といたします。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第49号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

(西井議員復席)

川村議長 次に、日程第14、議第50号から日程第16、議第52号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、梨本洪珪議員。

梨本予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。去る9月2日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました議第50号から議第52号までの3議案につきまして、9月12日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第50号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてであります。

質疑では、総務費、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード関連事業として、コンビニ交付システムの保守委託料、使用料及び機器賃借料が計上されているが、その内容という問いに対し、コンビニ交付システムは令和4年10月から更新する予定だったが、半導体不足による納期の遅れで令和5年1月に更新時期がずれ込むこととなった。これに伴い、現システムの保守を延長する必要が生じるために、3か月分の保守委託料を増額補正するものである。また、コンビニ交付システムの契約形態を使用料契約に変更する必要が生じたことから、当初予算で計上していたコンビニ交付システムの機器賃借料を全額減額し、新たにコンビニ交付システム使用料を増額補正するものであるとの答弁がありました。この答弁を受け、葛城市の戸籍の附票はコンビニ交付ができないようだが、更新したらできるようになるのかという問いがあり、システム更新しても取得できる証明書の種類は変わらないとの答弁がありました。この答弁を受け、利便性を高めるシステムなので、周辺自治体で戸籍の附票を取得できるようにしている自治体もあることを踏まえ、対応できるように検討いただきたいとの要望がありました。

次に、民生費の児童福祉費において、子育て世帯臨時特別給付金事業として国庫補助金返還金が計上されているが、給付金は全ての方が受け取ることができたのかという問いに対し、給付金の対象となる方は6,800人を想定し、そのうち6,750人に対して給付を実施しており、

ほとんどの方に給付できたと考えているとの答弁がありました。

次に、衛生費の保健衛生費において、予防接種事業として予防接種負担金が計上されているが、その内容はという問いに対し、予防接種後の様々な副反応の報告があったことに伴い、積極的な勧奨が控えられていた子宮頸がんワクチンの有効性がリスクを上回るので、再度勧奨を開始するという指針が国より示された。これに伴い、勧奨が控えられていた期間にワクチンの必要性を考えて接種された方に対し、自己負担された接種の費用を助成するためのものである。また、勧奨が控えられていた期間においてワクチン接種をしていない方については、再度勧奨を令和4年4月から開始しているという答弁がありました。

次に、同じく保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業について、5回目の接種に関するものか、それとも4回目接種も含むものかという問いに対し、国からオミクロン株対応の接種体制を確保するようという通知があり、対象者等の詳細が決まっていないが、令和5年3月31日までに接種するであろうという見込みで概算し、予算計上しているとの答弁がありました。この答弁を受け、別の委員からは、概算で要求しているということだが、オミクロン株対応の接種体制として新たにどのようなものが必要になるのかとの問いがあり、今回オミクロン株が出てきたことにより、4回目の接種対象者がこれまでの重症化リスクがある等の一部の方だけではなく、それ以外の12歳以上の方も対象にオミクロン株対応の接種を行うことになった。また、既に4回目を受けられた方に対しても、オミクロン株対応として5回目の接種を行う必要があり、対象拡大に対応する接種体制を整えるものであるという答弁がありました。

次に、農林商工費の農業費で計上されている多面的機能支払事業交付金返還金と日本型直接支払制度事業交付金返還金の内容はという問いに対し、多面的機能支払事業交付金は、平成29年度から令和3年度までの5か年事業実施計画の期間終了に伴い、5つの活動組織から令和3年度末の本交付金の未執行分について返還される分のうち、国、県の負担割合に相当する金額を県に返還するものである。また、日本型直接支払制度事業交付金返還金のほうは、和解に関わるものであるという答弁がありました。

次に、農林商工費の観光費で計上されている観光施設管理運営事業の備品購入費について、その内容はという問いに対し、奈良県の令和4年度観光総合戦略推進補助金の内示を受けたことにより実施するもので、道の駅かつらぎの観光インフォメーションに葛城市の観光情報を中心に発信し、道の駅の利用客を市内及び中南和地域の観光に結びつけることを目的として、パンフレットスタンド5台、ショーケース3台を購入するものであるという答弁がありました。この答弁を受け、今の時代、パンフレットなどの紙媒体よりもデジタルサイネージを導入したほうが人目につきやすく頻繁に更新もできると思うので、今後検討されたほうがよいと思うという意見がありました。

また、別の委員からは、観光を盛り上げるための動画をつくったり、デジタルサイネージを導入したりするのは補助金を受けづらいのか。それとも、補助金はあるけれども使っていない状態なのかという問いがあり、奈良県の補助金には上限があり、デジタルサイネージを導入しようとするとう上限を超えてしまう。今回そういった金額の制約がある中で、葛城イン

ターチェンジ付近エリアを中心としたにぎわいづくりのための周辺地域のパンフレットを配置したり、葛城市の強みである相撲発祥の地であることをPRするための相撲関係の展示品、また、奈良県内の貴重な展示品の展示を行うことを考え、観光インフォメーションの活用を行うとの答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第51号、令和4年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第52号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、竹内浄水場での県水の受入量を増量することとなった臭気障害の原因は何かという問いに対し、原因としては竹内の原水の水質悪化であるが、その水質悪化が何に起因するのか調査を行ったが原因不明の状態であるとの答弁がありました。この答弁を受け、原因が分からないということは毎年発生する可能性があるが、対策についてはどう考えているのかという問いがあり、今後の対策としてはカビ臭をなくすために活性炭を導入する必要があると考えているが、費用についてはかなりの高額なので、今後、3浄水場があることも踏まえ、どのようにしていくか検討していきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、予算特別委員会の報告といたします。

川村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開時間は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午後0時10分

再 開 午後1時30分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、午前中の予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第14、議第50号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第50号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について、反対の立場から討論いたします。

先ほど来、和解についてが議決されました。その和解は損害賠償金244万円ということで葛城市が収納し、県、国に支払うと、交付金割合に従って支払うというものであります。しかし、本補正予算にはどうなっているかといいますと、これについては補正予算の7ページ、20款諸収入、3項雑入の3目雑入におきまして、日本型直接支払制度事業交付金返還金となっております。損害賠償金じゃないんですよね。返還金なんですよ、交付金の返還金。そして、先ほどありました県や国にその交付割合に従って、県、国に返すために支出されるのが、補正予算書の11ページになりますけど、5款農林商工費、1項農業費の3目農業振興費、ここに22節償還金利子及び割引料として、多面的機能支払事業交付金返還金274万1,000円となっているわけです。だから、収納においてはこういうふうきちんと返還金となっているわけです。国庫交付金に対する、あるいは県の交付金に対する返還金となっているわけですから、明細がはっきり分からない限りこういう受入れはならないし、支払いもあってはならないと私は思います。

道の駅かつらぎ建設事業においても同様の案件がありました。事業の目的に逸脱した建物及び売場面積、あるいは土地の収用、目的外の使用ということは細かく精査されて、その都度金額が明らかにされた上で国、県に返還しております。それは議会にも報告がちゃんとありました。私はそれは行政の本来の正しい在り方だと思っておりますので、こういうふうに国庫事業に対する、交付金事業に対する返還金というふうに、こういう形で書かれていることに対しては私は、それではもうちょっときちっとした説明が必要ではなかったかなと思っておりますので、このことが1つの反対の理由であります。

もう一つは、今回の補正予算におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる事業費が計上されていたり、そのほか、市民生活に必要な予算が計上されておることは分かっております。しかしながら、個人番号カード取得を進めるために計上されている予算も補正予算で組み込まれました。政府は今年度の終わりには全ての国民が個人番号カードを取得することを目指して、マイナポイントの付与をはじめとしてテレビでの繰り返しの宣伝、あるいは基礎自治体に、例えば交付金措置についてもマイナポイントの取得率にリンクさせていくというふうなことも、来年度の予算の中で検討されているようですけれども、まさになりふり構わず国の予算を使って、また地方自治体に多額の交付金を支出して、個人番号カードを全ての国民に取得させようとさせています。しかし、これは任意事業として行われておりますから、こうした大変無理をしたやり方を取っているわけであります。

こうした状態で100%本当に国民に個人番号カードが取得していただけるのか。決してそうではありません。個人番号カードを取得することを拒否している人が大勢おられるからであります。そうした方々はそもそも、政府の個人番号カード事業を信用していないんですね。個人情報保護についてどうなのか。あるいは、ポイントでカード取得を盛んに勧めるようなこういう行政手法のやり方がどうなのか。こうしたことに不信を深めているわけであります。本来、行政効率を高めるために必要な事業であれば、そしてそれが国民の利益になる、国民にもきちっと信頼していただけるものであれば、任意事業でなくとも、政府の事業としてきちっとやっていたら、こんなにすごい予算を使って、膨大な予算を使ってこうした

事業を、カード取得のために予算を使うということはないわけであります。そうした財源があるならば、もっと国会でしっかりと個人番号カードというものが国民に安心して使える、そうした仕組みづくりとかいうものにもっと予算を使うべきではないでしょうか。

さらには、個人番号カードにひもづける情報を、あれもひもづける、これもひもづけるといことがマスコミで報道されたり、それを経済的な利益のために、匿名情報にするんでしようけれども、それを使うといった経済活動に利用する側面が大変報道されていることも国民の中に大きな不安をもたらしております。本事業のために葛城市の担当課におきましては、土日祝日も人の大勢集まるスーパーなどに行ってこのカード交付を働きかけたり、あるいは選挙のときの期日前投票所などにもチラシを配るなど、大変な負担をかけられているわけがあります。それでもなかなか進まないということは、そもそもやはり国民の信頼を勝ち取ることを政府に私たちは求めていくべきだと思います。

こうした予算が計上されています本補正予算には反対したいと思います。

以上をもって反対の意見といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 私は議第50号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第3号）につきましては、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本補正予算においても、新型コロナウイルス感染症に係る事業として、新たにオミクロン株に対応したワクチン接種事業で7,442万4,000円が計上されています。また、奈良県の西の玄関口である道の駅かつらぎ周辺のにぎわい創出のための観光施設管理運営事業として571万6,000円、マイナンバーカードのさらなる普及のための個人番号カード関連事業として112万4,000円、地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金等で4,115万1,000円が計上されていますが、これらは国または県の補助金を活用した事業ということで、財源の確保についてもしっかりと考慮された予算であると評価をいたしました。

しかし、一方では、今般の物価上昇の影響を受けたと思われる光熱水費や燃料費の増額補正が見受けられますが、これにつきましてははできる限り節約に心がけていただき、出費を最小限度に抑える努力をお願いいたします。

今後においても、コロナ禍がいつまで続くのか予想がつかない中、ウィズコロナに対応するための新たな事業展開やイベントの開催が必要となりますが、引き続き補助金等を利用した財源の確保と創意工夫や節約等で、今後とも市民にとって有意義な行政運営に心がけていただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第50号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください

い。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第51号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第51号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第52号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第52号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、発議第4号、所得税法第56条の廃止を求める意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

6番、梨本洪珪議員。

梨本議員 ただいま上程を賜りました発議第4号、所得税法第56条の廃止を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

中小業者は、地域経済の担い手として、地域経済と雇用を守り、社会的、文化的にも大きな役割を果たしてきました。その中小業者を支えている家族事業者の働き分である自家労賃は、税法上、所得税法第56条、「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合で86万円、家族の場合で50万円、このわずかな控除額が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況で、後継者育成にも大きな妨げとなっています。

税法上は青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して白色

申告者と差をつける制度自体が矛盾しています。

昨年3月国連女性差別撤廃委員会からも「所得税法の見直しを検討すること」を勧告されています。一昨年末に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画に盛り込まれた「税制の検討」に所得税法第56条が含まれると表明され、政府は「検討していかなければならない」と答弁しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」と認め、家族従業者の人格・人権・労働を正当に評価しています。

よって、国連からの勧告、政府の見解などから、人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従事者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるため、所得税法第56条を廃止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますようお願いいたします。

川村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより発議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、発議第5号、シルバー人材センターへのインボイス制度適用除外を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 ただいま上程を賜りました発議第5号、シルバー人材センターへのインボイス制度適用除外を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

これまで1年間の売上が1,000万円以下の事業者については、消費税の納税が免除とな

る免税事業者とされていましたが、令和5年10月1日に導入される「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が適用されると、売上高1,000万円を超える納税事業者が免税事業者から仕入れを行った場合、仕入れにかかる消費税額を売り上げにかかる消費税から控除できず多大な税負担が生じることとなります。そのため、納税事業者においては不要な税負担を回避し利益を確保するため、仕入れ事業者の選別が加速することが予想されます。

現在、シルバー人材センターに登録する高齢者会員は、ほぼ全てが個人事業主の免税事業者であることから、シルバー人材センターに現体制のままインボイス制度が適用されると、シルバー人材センターの消費税納税額が一気に増え、事業運営に大きな打撃を与えることとなります。これを回避するためには、登録する高齢者会員が税務署に対し適格請求書発行事業者として登録し、納税事業者となる必要があります。

がしかし、本来シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目指しており、都道府県知事指定のもと企業・家庭・官公庁などから業務を受注し、高齢者に働く場を提供することを目的とする公益社団法人で、会員による自主的・自立的な運営が行われている組織であります。

また公益法人会計に求められる「収支相償」は、公益法人が営む公益目的の事業は不特定多数の者の利益の増進に寄与すべきものであり、その財源を最大限に活用することで無対価または低廉な対価を設定し受益の範囲を可能な限り拡大すべきとされており、インボイス制度の適用により適格請求書発行事業者としての登録をしていない会員に役務を提供すると、シルバー人材センターが赤字に陥り組織の死活問題に直結してしまい、役務等の提供が適格請求書発行事業者としての登録をした会員に偏り、事業者の選別を余儀なくされる可能性があります。

一方、会員である免税事業者の高齢者は、事業利益を追求する企業経営者には当たらず、インボイス制度を一律に適用することに違和感が拭えません。加えてインボイス制度下で適格請求書発行事業者としての登録を行って納税事業者となった場合、僅かながらの収入に対する大きな税負担と手取り額の減少が、高齢者会員の生きがいや地域貢献へのモチベーションの低下を招く可能性があります。

少子高齢化による労働力の減少により、国は高齢者も現役労働者として期待する施策を推進させるなか、シルバー人材センターに対してインボイス制度を適用することは、高齢者の生きがいを削ぐだけでなく、地域の紐帯を弱め地域社会の活力の低下を招きかねないものと懸念されることから、シルバー人材センターへのインボイス制度適用除外を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますようお願いいたします。

川村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時52分

再 開 午後1時53分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

開会の際にご報告いたしました補正予算の追加議案と各常任委員会における付託議案以外の調査案件などの取扱いについて、議会運営委員会においてご協議をいただいておりますので、その概要について議会運営委員長よりご報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 こんにちは。それでは、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして、また、市長より議第53号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第4号)が追加議案として提出されたことを受けまして、去る9月20日、議会運営委員会を開催し、それらの取扱いにつきまして慎重に協議をしておりますので、その内容につきましてご報告を申し上げます。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、奈良県社会教育センターの跡地利用に関する事項、道の駅に関する事項、契約事務に関する事項、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項、多面的機能支払事業交付金に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項の6項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨、申出がございました。また、厚生文教常任委員会からは、ゴミ収集運搬処理に関する諸事項、住環境の改善に関する諸事項、就学前児童の保育と教育に関する諸事項、ICT教育に関する諸事項、不登校に関する諸事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の6項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査願うこ

とに決定をいたしました。

なお、これらの調査案件につきましては、閉会中にも継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対し、閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、追加議案等の議事、日程、審議方法につきましてでございます。

この後、追加議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、追加日程第1といたしまして、議第53号の補正予算を議題とし、その内容説明を受けた後、質疑を行い、この定例会で設置をされております予算特別委員会に付託をし、審査願います。付託後、本会議を暫時休憩し、予算特別委員会を開催願ひ、追加議案についての審査をお願いいたします。委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず付託議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決までお願いを申し上げます。

以上報告といたします。皆様方のご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

川村議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りいたします。

追加議案などの取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、お手元に配付いたしております議事日程第4号の追加1を日程に追加し、審議などを行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程第4号の追加1を日程に追加し、議会運営委員長の報告のとおり、議案審議などを行うことに決定いたしました。

また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして慎重にご審査いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、追加日程第1、議第53号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第53号、葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,568万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億9,788万2,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、民生費において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえた緊急支援給付金の追加で、家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を給付するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第53号議案につきましては、本定例会で設置されております予算特別委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻につきましては、追って連絡させていただきます。

休 憩 午後2時01分

再 開 午後3時00分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りをいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第53号議案を日程に追加いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第2、議第53号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

6番、梨本洪珪議員。

梨本予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。先ほど本会議において上程され、予算特別委員会に付託されました議第53号の令和4年度葛城市一般会計補正予算（第4号）につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

質疑では、給付金の額が5万円になった理由はという問いに対し、給付額の5万円は国から示された金額で、国の資料によると、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響額を1か月当たり5,000円と考えており、その6か月分を十分超える金額として5万円としているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされていることを付け加えまして、予算特別委員会の報告といたします。

川村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出書が提出されました。お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には、2日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、各常任委員会、また予算、決算特別委員会の審査において、議員各位から出された意見や要望を真摯に受け止められ、葛城市政の執行と令和5年度の予算編成に当たられますようご要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月2日に開会されました令和4年第3回葛城市議会定例会が、21日間の全日程を終えさせていただき、本日をもって閉会の運びとなりました。議員の皆様方には長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各案件について慎重なるご審議を賜りましたこと、また、全議案の可決及び認定をいただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって、葛城市のさらなる発展のために鋭意努力してまいりる覚悟でございます。

議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

川村議長 以上で令和4年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時07分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 川村 優子

議 会 副 議 長 吉村 始

署 名 議 員 坂本 剛司

署 名 議 員 杉本 訓規